平成２２年（フ）第５１３号
熊本市御幸西１丁目15番43号
債務者　埜口　ゆり
1　決定年月日時　平成22年10月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第５７９号
熊本県宇城市不知火町御領157番地１
債務者　笠井　君男
1　決定年月日時　平成22年10月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第５８０号
熊本県宇城市不知火町御領157番地１
債務者　笠井　節子
1　決定年月日時　平成22年10月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第６３８号
熊本市城南町宮地718番地　ＪＭマンション602号
債務者　加川　哲夫
1　決定年月日時　平成22年10月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第６３９号
熊本市城南町宮地718番地　ＪＭマンション602号
債務者　加川恵美子
1　決定年月日時　平成22年10月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第７１０号
熊本市上代７丁目１番45号
債務者　松本　圭二
1　決定年月日時　平成22年10月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第７１９号
熊本市蓮台寺１丁目８番12号
債務者　野々村久美
1　決定年月日時　平成22年10月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第７２９号
熊本市帯山１丁目38番20―503号
債務者　山下　泰広
1　決定年月日時　平成22年10月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第８０４号
熊本市春日４丁目19番15　春日団地１棟507号
債務者　前田　洋子
1　決定年月日時　平成22年10月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第８５６号
熊本市国府３丁目24番９号　国府ハイツ105号
債務者　引地　正則
1　決定年月日時　平成22年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１２２１号
神戸市垂水区塩屋台１丁目８番17号　三菱重工塩屋社宅205号、従前の住所兵庫県明石市大久保町谷八木484番地の１
債務者　半田　公洋
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１２３８号
神戸市北区花山東町２番19―201号
債務者　松尾　京子
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１２６９号
神戸市須磨区南落合４丁目１番186―612号
債務者　山尾　信子
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１２８４号
神戸市北区有野中町４丁目17番13―103号
債務者　岡園　和典
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８８号
兵庫県洲本市千草甲87番地10
債務者　平田　契介
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２２年（フ）第８９号
兵庫県南あわじ市八木新庄326―３　エムヒルズ102、住民票上の住所兵庫県洲本市千草甲87番地10
債務者　平田　昭代
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２２年（フ）第１４７号
山口市秋穂二島4668番地
債務者　糸谷加代子
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
山口地方裁判所民事部破産係